

社会福祉法人学会における 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策法に基づく行動計画

「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022年 4月 1日 ~ 2027年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の平均取得率を70%以上にする。(令和2年度実績61.7%)

<対策>

- ・年次有給休暇の取得日数が少ない職員及びその所属長に取得を促す通知を出す
- ・休暇等を取りやすい雰囲気を作れるよう掲示物等を作成、周知する
- ・定期的に会議等で年次有給休暇の取得状況等を報告し、所属長自ら年次有給休暇を取得するよう呼びかける

目標2：育児休業からの復職職員について、復職後1年以内の退職者を30%以下とする。

<対策>

- ・3歳児未満、未就学児を養育している職員について、段階的かつ選択制の所定就業制限が行えるよう選択制度等の策定及び導入を行い、雇用の弾力化を図る
- ・当該制度の担当者を任命し、OFF-JT等を利用し、十分な対応が出来るよう教育する
- ・当該対策について、関係職員への研修及び会議等による周知を図る
- ・育児休業取得職員への担当者による面談を定期的に行い、制度への十分な理解を促す

目標3：配偶者の出産に関して取得できる企業独自の休暇制度の策定及び導入を行い、取得率70%以上を目指す。

<対策>

- ・制度の導入及び窓口担当者の選任、制度情報等を掲示物などにより職員への周知を行い、関係職員の協力が得られるよう発信していく。
- ・対象職員への担当者及び所属長等との面談を実施し、取得出来る環境づくりを行う